

## 弥富市第1号被保険者介護保険料の比較表

所得段階	対象者	7期計画年額(月額)保険料							
		6期計画年額(月額)保険料		平成30年度 (消費税8%)		令和元年度 (10月～消費税10%)		令和2年度 (消費税10%)	
第1段階	生活保護被保護者、世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方、前年の課税年金収入額と合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計額が80万円以下の方	0.3	17,100円 (1,428円)	0.35 ↓ 0.3	23,200円→19,900円 (1,939円→1,662円)	0.35 ↓ 0.275	23,200円→18,200円 (1,939円→1,523円)	0.35 ↓ 0.25	23,200円→16,600円 (1,939円→1,385円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税かつ前年の課税年金収入額と合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計額が80万円超120万円以下の方	0.5	28,500円 (2,380円)	0.5	33,200円 (2,770円)	0.5 ↓ 0.45	33,200円→29,800円 (2,770円→2,493円)	0.5 ↓ 0.4	33,200円→26,500円 (2,770円→2,216円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税かつ前年の課税年金収入額と合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計額が120万円超の方	0.7	39,900円 (3,332円)	0.7	46,400円 (3,878円)	0.7 ↓ 0.675	46,400円→44,800円 (3,878円→3,739円)	0.7 ↓ 0.65	46,400円→43,100円 (3,878円→3,601円)
第4段階	本人が市民税非課税(世帯課税)かつ前年の課税年金収入額と合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計額が80万円以下の方	0.9	51,300円 (4,284円)	0.9	59,700円 (4,986円)	0.9	59,700円 (4,986円)	0.9	59,700円 (4,986円)
第5段階 (基準額)	本人が市民税非課税(世帯課税)かつ前年の課税年金収入額と合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計額が80万円超の方	1	57,100円 (4,760円)	1	66,400円 (5,540円)	1	66,400円 (5,540円)	1	66,400円 (5,540円)
第6段階	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.2	68,500円 (5,712円)	1.2	79,600円 (6,648円)	1.2	79,600円 (6,648円)	1.2	79,600円 (6,648円)
第7段階	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	1.3	74,200円 (6,188円)	1.3	86,300円 (7,202円)	1.3	86,300円 (7,202円)	1.3	86,300円 (7,202円)
第8段階	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.5	85,600円 (7,140円)	1.5	99,600円 (8,310円)	1.5	99,600円 (8,310円)	1.5	99,600円 (8,310円)
第9段階	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	1.7	97,000円 (8,092円)	1.7	112,800円 (9,418円)	1.7	112,800円 (9,418円)	1.7	112,800円 (9,418円)
第10段階	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	1.9	108,400円 (9,044円)	1.9	126,100円 (10,526円)	1.9	126,100円 (10,526円)	1.9	126,100円 (10,526円)
第11段階	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	2	114,200円 (9,520円)	2	132,800円 (11,080円)	2	132,800円 (11,080円)	2	132,800円 (11,080円)
第12段階	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	2.1	119,900円 (9,996円)	2.1	139,400円 (11,634円)	2.1	139,400円 (11,634円)	2.1	139,400円 (11,634円)

## 第8期計画における保険料基準額に対する段階別割合(案)

所得段階	令和2年度		8期計画 案 (令和3～5年度)	
第1段階	0.35 ↓ 0.25	0.1軽減	0.45 ↓ 0.25	0.2軽減
第2段階	0.5 ↓ 0.4	0.1軽減	0.65 ↓ 0.4	0.25軽減
第3段階	0.7 ↓ 0.65	0.05軽減	0.7 ↓ 0.65	0.05軽減 ※変更無し
第4段階	0.9		0.9	
第5段階 (基準額)	1		1	
第6段階	1.2		1.2	
第7段階	1.3		1.3	
第8段階	1.5		1.5	
第9段階	1.7		1.7	
第10段階	1.9		1.9	
第11段階	2		2	
第12段階	2.1		2.1	

※参考(国基準)	
0.5 ↓ 0.3	0.2軽減
0.75 ↓ 0.5	0.25軽減
0.75 ↓ 0.7	0.05軽減

※第1段階を0.35⇒0.45へ引上げ、その後0.25まで軽減

※第2段階を0.5⇒0.65へ引上げ、その後0.4まで軽減

※それぞれ引き下げた分については、国1/2、県1/4、市1/4が負担

※現在、このような方法による軽減が可能であるか県に確認中